



# 島根県報

平成24年3月27日（火）

号外第31号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【規 則】

技能労務職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則	（人 事 課）	3
職員の管理職手当の特例に関する条例施行規則	（     "   ）	10
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に規定する規則に基づく事務 の範囲等を定める規則の一部を改正する規則	（市 町 村 課）	10
島根県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則	（     "   ）	11
島根県認定こども園の認定に関する規則の一部を改正する規則	（青少年家庭課）	12
島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則	（産 業 振 興 課）	12

### 【告 示】

島根県認定こども園の教育及び保育の内容に係る留意事項等の指針の一部改正	（青少年家庭課）	18
-------------------------------------	----------	----

### 【公安規則】

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則	（警 察 本 部）	19
--------------------------------------	-----------	----

**公布された条例等のあらまし****◇技能労務職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（規則第20号）**

## 1 規則の概要

## (1) 技能労務職員の給与に関する規則の一部改正

給料表を改正することとした。（別表第1関係）

## (2) 技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正

平成18年4月1日に行った給料の切替えに伴う経過措置として支給する額は、平成27年3月31日までの間、次の表に掲げる期間の区分に応じ、当該経過措置として支給する額の算定の基礎となる額から同表に定める割合をその額に乗じて得た額を減じた額とすることとした。（附則第7項関係）

期 間	割 合
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで	100分の25
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	100分の50
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	100分の75

## 2 施行期日

平成24年4月1日から施行することとした。

**◇職員の管理職手当の特例に関する条例施行規則（規則第21号）**

## 1 規則の概要

管理職手当の月額減額率が100分の12.5となる職員は、管理職手当の区分が1種又は2種とされている職にある職員とすることとした。

## 2 施行期日

平成24年4月1日から施行することとした。

**◇知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に規定する規則に基づく事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則（規則第22号）**

## 1 規則の概要

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う規定の整理

## 2 施行期日

平成24年4月1日から施行することとした。

**◇島根住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則（規則第23号）**

## 1 規則の概要

(1) 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の施行に伴い、知事が本人確認情報を利用することができる事務及び知事以外の執行機関が本人確認情報の提供を受けることができる事務を改正することとした。（別表第1・別表第2関係）

(2) 民法等の一部を改正する法律の施行により、未成年後見人に法人を選任することができるようになったことに伴う様式の整備（様式第2号・様式第7号関係）

(3) その他規定の整理

## 2 施行期日

平成24年4月1日から施行することとした。

## ◇島根県認定こども園の認定に関する規則の一部を改正する規則（規則第24号）

## 1 規則の概要

- (1) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び島根県認定こども園の認定基準に関する条例の改正に伴う規定及び様式の整理
- (2) その他規定の整理

## 2 施行期日

平成24年 4 月 1 日から施行することとした。

## ◇島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則（規則第25号）

## 1 規則の概要

- (1) 島根県産業技術センター条例の一部を改正する条例の施行に伴う規定及び様式の整理（第 8 条・様式第 8 号関係）
- (2) 設備機器使用料及び依頼試験手数料について改正することとした。（別表第 1・別表第 2 関係）

## 2 施行期日

平成24年 4 月 1 日から施行することとした。

---

**規 則**

技能労務職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3 月 27 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 島根県規則第20号

技能労務職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

（技能労務職員の給与に関する規則の一部改正）

**第 1 条** 技能労務職員の給与に関する規則（昭和32年島根県規則第55号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

## 別表第1 (第2条関係)

## 技 能 労 務 職 給 料 表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円
	1	133,100	158,600
	2	134,100	160,400
	3	135,100	162,200
	4	136,100	164,000
	5	137,200	165,800
	6	138,400	167,500
	7	139,600	169,200
	8	140,800	170,900
	9	141,900	172,500
	10	143,100	173,900
	11	144,300	175,300
	12	145,500	176,700
	13	146,700	178,200
	14	148,200	179,600
	15	149,700	181,000
	16	151,200	182,400
	17	152,600	183,700
	18	154,100	184,900
	19	155,600	186,100
	20	157,100	187,300
	21	158,600	188,400
	22	160,400	189,800
	23	162,200	191,200
	24	164,000	192,500
	25	165,800	193,800
	26	167,500	195,200
	27	169,200	196,600
	28	170,900	197,900
	29	172,500	199,200
	30	173,900	200,300

	31	175,300	201,400
	32	176,700	202,500
	33	178,200	203,600
	34	179,600	204,900
	35	181,000	206,200
	36	182,400	207,500
	37	183,700	208,600
	38	184,900	210,000
	39	186,100	211,300
	40	187,300	212,600
	41	188,400	213,600
	42	189,800	215,200
	43	191,200	216,700
	44	192,500	218,300
	45	193,800	219,800
	46	195,200	221,300
	47	196,600	222,800
	48	197,900	224,300
	49	199,200	225,800
	50	200,300	227,500
	51	201,400	229,200
	52	202,500	230,900
	53	203,600	232,600
	54	204,900	234,600
	55	206,200	236,600
	56	207,500	238,500
	57	208,600	240,400
	58	210,000	242,600
	59	211,300	244,800
	60	212,600	247,000
	61	213,600	249,200
	62	215,200	251,300
	63	216,700	253,400
	64	218,300	255,500

	65	219,800	257,600
	66	221,300	258,900
	67	222,800	260,100
	68	224,300	261,300
	69	225,800	262,500
	70	227,500	264,500
	71	229,200	266,400
	72	230,900	268,200
	73	232,600	270,100
	74	234,600	271,600
	75	236,600	273,100
	76	238,500	274,600
	77	240,400	276,000
	78	242,600	277,000
	79	244,800	278,000
	80	247,000	279,000
	81	249,200	280,000
	82	251,300	281,900
	83	253,400	283,800
	84	255,500	285,700
再任用職員以外の職員	85	257,600	287,500
	86	258,900	289,700
	87	260,100	291,800
	88	261,300	293,900
	89	262,500	296,000
	90	264,200	298,600
	91	265,900	301,200
	92	267,500	303,700
	93	269,100	306,200
	94	270,300	307,900
	95	271,500	309,600
	96	272,700	311,300
	97	274,000	312,900

	98	274,800	314,600
	99	275,600	316,300
	100	276,300	318,000
	101	277,000	319,300
	102	278,000	320,700
	103	279,000	322,100
	104	279,900	323,600
	105	280,800	325,200
	106	281,900	326,700
	107	283,000	328,200
	108	284,100	329,700
	109	285,000	331,300
	110	286,100	333,600
	111	287,200	335,900
	112	288,300	338,100
	113	289,000	340,500
	114	289,900	342,500
	115	290,800	344,500
	116	291,800	346,500
	117	292,700	348,400
	118	293,700	350,300
	119	294,700	352,200
	120	295,700	354,100
	121	296,500	355,600
	122	297,400	357,100
	123	298,300	358,600
	124	299,200	360,100
	125		361,800
	126		362,700
	127		363,900
	128		364,900
	129		365,800
	130		366,900
	131		367,900

	132		369,000
	133		369,900
	134		370,600
	135		371,300
	136		372,000
	137		372,500
	138		372,800
	139		373,200
	140		373,600
	141		373,900
	142		374,300
	143		374,700
	144		375,100
	145		375,500
	146		375,900
	147		376,300
	148		376,700
	149		377,100
	150		377,500
	151		377,900
	152		378,300
	153		378,600
	154		379,200
	155		379,800
	156		380,400
	157		380,900
	158		381,500
	159		382,100
	160		382,700
	161		383,300
	162		383,900
	163		384,500
	164		385,100

	165		385,800
	166		386,400
	167		387,000
	168		387,600
	169		388,300
再任用職員		202,900	225,000

備考 この表の適用を受ける職員については、この表に定める給料月額に100分の98.37を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料月額とする。

(技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

**第2条** 技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成18年島根県規則第28号）の一部を次のように改正する。

附則第7項中「には」の次に「、平成27年3月31日までの間」を、「相当する額」の次に「から、その額に附則別表第3の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額」を加え、同項第1号中「100分の99.66」を「100分の97.55」に改め、同項第2号中「100分の99.83」を「100分の97.72」に改める。

附則別表第2の次に次の1表を加える。

**附則別表第3**

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで	100分の25
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	100分の50
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	100分の75

**附 則**

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

職員の管理職手当の特例に関する条例施行規則をここに公布する。

平成24年3月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県規則第21号**

職員の管理職手当の特例に関する条例施行規則

職員の管理職手当の特例に関する条例（平成24年島根県条例第9号）第1条第1号の規則で定める職員は、職員の給与の支給に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第1号）第6条の2第2項の規定による管理職手当の区分が1種又は2種とされている職にある職員とする。

**附 則**

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に規定する規則に基づく事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県規則第22号**

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に規定する規則に基づく事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に規定する規則に基づく事務の範囲等を定める規則（平成12年島根県規則第12号）の一部を次のように改正する。

第1条の表第7号左欄中「(4)」を「(3)」に改める。

**附 則**

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

島根県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 島根県規則第23号

島根県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

島根県住民基本台帳法施行細則（平成14年島根県規則第74号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「き損」を「毀損」に改める。

別表第1の11の項を削り、同表12の項区分の欄中「12の項」を「11の項」に改め、同項を同表11の項とし、同表13の項区分の欄中「13の項」を「12の項」に改め、同項を同表12の項とし、同表14の項区分の欄中「14の項」を「13の項」に改め、同項を同表13の項とし、同表15の項区分の欄中「15の項」を「14の項」に改め、同項を同表14の項とし、同表の16の項を削り、同表17の項区分の欄中「17の項」を「15の項」に改め、同項を同表15の項とし、同表18の項区分の欄中「18の項」を「16の項」に改め、同項を同表16の項とし、同表19の項区分の欄中「19の項」を「17の項」に改め、同項を同表17の項とし、同表20の項区分の欄中「20の項」を「18の項」に改め、同項を同表18の項とし、同表21の項区分の欄中「21の項」を「19の項」に改め、同項を同表19の項とし、同表22の項区分の欄中「22の項」を「20の項」に改め、同項を同表20の項とし、同表23の項区分の欄中「23の項」を「21の項」に改め、同項を同表21の項とし、同表24の項区分の欄中「24の項」を「22の項」に改め、同項を同表22の項とし、同表25の項区分の欄中「25の項」を「23の項」に改め、同項を同表23の項とし、同表26の項区分の欄中「26の項」を「24の項」に改め、同項を同表24の項とし、同表27の項区分の欄中「27の項」を「25の項」に改め、同項を同表25の項とし、同項の次に次のように加える。

26 条例別表第1の26の項の規則で定める事務	<p>(1) 家賃、入居者駐車場の使用料その他の金銭の請求又は徴収に関して行う入居者（入居者であった者を含む。以下この項において同じ。）若しくはその連帯保証人（島根県営住宅条例の一部を改正する条例（平成元年島根県条例第21号）による改正前の島根県営住宅条例第9条第1項第1号及び同条第3項に規定する保証人を含む。以下この項において同じ。）又はこれらの相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認</p> <p>(2) 敷金の還付に関して行う入居者若しくはその連帯保証人又はこれらの相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認</p>
-------------------------	--

別表第2の1の項を削り、同表2の項区分の欄中「1の項第2号」を「1の項第1号」に改め、同項を同表1の項とし、同表3の項区分の欄中「1の項第3号」を「1の項第2号」に改め、同項を同表2の項とし、同表中4の項を3の項とし、同項の次に次のように加える。

4 条例別表第2の3の項の規則で定める事務	<p>(1) 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下この項において「法」という。）第51条の4第4項の規定による放置違反金の納付命令に係る次に掲げる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認</p> <p>ア 法第51条の4第4項の規定による納付を命ぜられた者又は法第51条の4第6項の規定による弁明の機会が与えられた者（以下この号において「納付義務者等」という。）</p> <p>イ 納付義務者等が法人である場合は、その法人（当該法人が合併した場合には、当該合併後存続する法人又は合併により設立された法人を含む。）の役員</p> <p>(2) 法第51条の4第14項の規定による放置違反金及びこれに係る延滞金の徴収に係る次に掲げる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認</p> <p>ア 法第51条の4第4項の規定による納付を命ぜられた者（以下この号において「納付者」という。）</p> <p>イ 納付者が法人である場合は、その法人（当該法人が合併した場合には、当該</p>
-----------------------	--

合併後存続する法人又は合併により設立された法人を含む。)の役員

別表第2の5の項区分の欄中「3の項」を「4の項」に改める。

「住 所 〒

様式第2号及び様式第7号の規定中 氏 名 ㊦ を

連絡先(電話番号) 」

「住 所(法人にあっては、主たる事務所又は本店の所在地)

〒

氏 名(法人にあっては、名称又は商号及び代表者の氏名) に改める。

㊦

連絡先(電話番号) 」

#### 附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

島根県認定こども園の認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 島根県規則第24号

島根県認定こども園の認定に関する規則の一部を改正する規則

島根県認定こども園の認定に関する規則(平成18年島根県規則第94号)の一部を次のように改正する。

第1条中「(平成18年文部科学省厚生労働省令第3号)」を「(平成18年<sup>文部科学省</sup>令第3号)」に、「島根県認定こ<sup>厚生労働省</sup>

ども園の認定基準に関する条例」を「島根県認定こども園の認定要件に関する条例」に改める。

第7条中「第6条第1項」を「第6条」に改める。

様式第1号中「(第2項)」を「(第3項)」に、「島根県認定こども園の認定基準に関する条例」を「島根県認定こども園の認定要件に関する条例」に改める。

様式第3号及び様式第5号中「島根県認定こども園の認定基準に関する条例」を「島根県認定こども園の認定要件に関する条例」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 島根県規則第25号

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則

島根県産業技術センター条例施行規則(平成13年島根県規則第85号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「、調査」を削る。

「

別表第1の1の表中	ガスクロマトグラフー質量分析装置	1時間につき	880円	
	大気微量有機化合物補集システム	1時間につき	1,360円	を

ガス吸着測定装置

1時間につき

1,200円

」

ガス吸着測定装置

1時間につき

1,200円

に、「乳鉢方式による粉碎

機」を「乳鉢方式による粉碎機」に、

強度（圧縮・曲げ）試験器

1時間につき

80円

を

雰囲気式高速昇温電気炉

1時間につき

330円

強度（圧縮・曲げ）試験器

1時間につき

80円

に、

蛍光X線分析装置（波長分散型）

1時間につき

1,520円

を

蛍光X線分析装置（波長分散型）

1時間につき

1,520円

に、

雰囲気式高速昇温電気炉

1時間につき

680円

粒度分布測定装置

1時間につき

450円

定温恒温恒湿器（大型）

1時間につき

510円

ホットプレス

1時間につき

230円

を

万能引張圧縮試験機

1時間につき

1,330円

ホットプレス

1時間につき

230円

に、

シャルピー衝撃試験機

1時間につき

160円

を

シャルピー衝撃試験機

1時間につき

160円

低温恒温恒湿器

1時間につき

510円

万能引張圧縮試験機

1時間につき

1,380円

赤外分光光度計

1時間につき

1,290円

に、

温湿度計

1時間につき

50円

変位計

1時間につき

50円

データロガー

1時間につき

70円

石油類試験器	1 時間につき	130円	を
熱量計	1 時間につき	180円	

石油類試験器	1 時間につき	130円	に、
--------	---------	------	----

イオンクロマトグラフ	1 時間につき	2,920円	を
------------	---------	--------	---

イオンクロマトグラフ	1 時間につき	2,920円	に、
ボンベ型熱量測定装置	1 時間につき	510円	

パルビスミニスプレー	1 時間につき	150円	を
色差計	1 時間につき	70円	

パルビスミニスプレー	1 時間につき	150円	に、
------------	---------	------	----

ジュール熱加熱器	1 時間につき	350円	を
近赤外分析装置	1 時間につき	840円	
窒素分析装置	1 時間につき	120円	
アミノ酸分析機	1 時間につき	470円	
原子吸光光度計	1 時間につき	390円	
ガスクロマトグラフ	1 時間につき	130円	
液体クロマトグラフ	1 時間につき	390円	

ジュール熱加熱器	1 時間につき	350円	に、
窒素分析装置	1 時間につき	120円	
ガスクロマトグラフ	1 時間につき	130円	

ビデオマイクロスコープ	1 時間につき	100円	を
-------------	---------	------	---

ビデオマイクロスコープ	1 時間につき	100円	
紫外可視近赤外分光光度計	1 時間につき	210円	
アミノ酸分析システム	1 時間につき	520円	

高速液体クロマトグラフ	1時間につき	430円	に、
糖・有機酸分析システム	1時間につき	940円	
ガスクロマトグラフタンデム四重極型質量分析装置	1時間につき	2,060円	

高周波誘導真空溶解試験装置	1時間につき	1,770円	を
真円度真直度測定機	1時間につき	780円	

高周波誘導真空溶解試験装置	1時間につき	1,770円	に、
---------------	--------	--------	----

エックス線光電子分光分析装置（XPS）	1時間につき	3,180円	を
炭素硫黄同時分析装置	1時間につき	2,510円	
酸素窒素同時分析装置	1時間につき	1,850円	

エックス線光電子分光分析装置（XPS）	1時間につき	3,180円	に、「通信機器性能計測用波
---------------------	--------	--------	---------------

形発生器」を「任意波形発生装置（通信機器性能計測用）」に、「回路設計・回路基板作成システム」を「回路設計・回路基板デザインシステム」に、

ロータリーエバポレータ	1時間につき	160円	を
-------------	--------	------	---

ロータリーエバポレータ	1時間につき	160円	に、
真円度測定機	1時間につき	1,130円	
炭素硫黄同時分析装置	1時間につき	2,280円	
酸素窒素水素同時分析装置	1時間につき	4,960円	
電界放出形走査電子顕微鏡	1時間につき	2,760円	
耐電圧・絶縁抵抗試験器	1時間につき	50円	
非接触変位計	1時間につき	390円	
照明シミュレーションソフトウェア	1時間につき	460円	

製品評価システム	1時間につき	100円	を
眼球運動計測装置	1時間につき	460円	
マルチテレメータシステム	1時間につき	200円	
体圧分布測定システム	1時間につき	670円	

製品評価システム	1 時間につき	100円
マルチテレメータシステム	1 時間につき	200円

に改める。

別表第 1 の 2 の表中

携帯型近赤外分光光度計	1 時間につき	150円
-------------	---------	------

を

携帯型近赤外分光光度計	1 時間につき	150円
原子吸光光度計	1 時間につき	390円
クリープメーター自動解析装置	1 時間につき	90円

に、

V型混合機	1 時間につき	50円
切断機	1 時間につき	50円

を

V型混合機	1 時間につき	50円
-------	---------	-----

に、

真空土練機	1 時間につき	130円
粒度分析装置	1 時間につき	420円

を

真空土練機	1 時間につき	130円
-------	---------	------

に、

振動ミル	1 時間につき	100円
全自動蛍光 X 線分析装置	1 時間につき	2,740円

を

振動ミル	1 時間につき	100円
------	---------	------

に、

ふるい	1 時間につき	70円
-----	---------	-----

を

ふるい	1 時間につき	70円
レーザー回折式粒度分布測定装置	1 時間につき	650円
波長分散型蛍光 X 線分析装置	1 時間につき	2,180円

に改める。

別表第 2 の 1 の項第 11 号中「10,750円」を「8,780円」に改め、同項に次のように加える。

(15) 紫外可視近赤外分光分析	1 試料につき	1,040円
------------------	---------	--------

別表第2の2の項に次のように加える。

(2) 蛍光エックス線によるけい酸塩の定量分析	シリカ、アルミナ、全鉄、酸化マンガン、酸化カルシウム、酸化マグネシウム、酸化ナトリウム、酸化カリウム、酸化チタン又は強熱減量	1 試料につき	15,020円
-------------------------	--	---------	---------

別表第2の4の項中

「

(2) 強度試験	1 引張試験、圧縮試験、曲げ試験、せん断試験、割裂試験、硬さ試験又はくぎ抜試験	1 試料 1 試験 5 試験片までごとに	2,680円
	2 建材の実大強度試験	1 試料につき	15,850円

を

「

(2) 強度試験	1 引張試験、圧縮試験、曲げ試験、せん断試験、割裂試験、硬さ試験、くぎ引抜試験又は接着力試験	1 試料 1 試験ごとに	1,500円
	2 建材の実大強度試験	1 試料につき	13,000円

に、

「

(3) 接着力及び接着剤試験	1 常態接着力試験	1 試料 1 試験 5 試験片までごとに	3,080円
	2 耐水接着力試験、耐温水接着力試験又は耐煮沸試験	1 試料 1 試験 5 試験片までごとに	4,450円
	3 ホルムアルデヒド	1 試料につき	12,270円

を

「

(3) 接着剤試験	ホルムアルデヒド	1 試料につき	12,270円
-----------	----------	---------	---------

に、

「

	5 色の測定	5 試料までごとに	4,580円
	6 分光反射率の測定	1 試料につき	1,000円
	7 日射反射率の計算	1 試料につき	1,100円

を

「

	5 色の測定	5 試料までごとに	4,580円
--	--------	-----------	--------

に、

「

(5) 面内せん断試験		1 試料 1 試験につき	66,020円
(6) 家具の繰り返し荷重試験 (5,000回につき)		1 試料につき	5,650円
(7) 熱貫流試験		1 試料につき	127,420円

を

(5) 熱貫流試験		1 試料につき	127,420円	に改
-----------	--	---------	----------	----

める。

別表第2の10の項中

5 熱分析 熱重量測定、熱膨張試験又は示差熱試験	1 試料 1 項目につき	6,860円	を
6 焼成試験 (1) シリコニット電気炉による試験	1 試料につき	5,080円	
(2) 大型電気炉による試験	1 試料につき	16,640円	
7 比表面積測定	1 試料につき	4,740円	

5 熱分析 熱重量測定、熱膨張試験又は示差熱試験	1 試料 1 項目につき	6,860円	に改
6 比表面積測定	1 試料につき	4,740円	

める。

様式第8号中「、調査」を削る。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の島根県産業技術センター条例施行規則第3条の規定により島根県産業技術センター条例（平成13年島根県条例第49号）第3条第1項の承認の申請をしている者に係る使用料及び同規則第8条第1項の規定により分析、試験、鑑定、調査等を依頼している者に係る手数料については、なお従前の例による。

## 告 示

### 島根県告示第186号

島根県認定こども園の教育及び保育の内容に係る留意事項等の指針（平成18年島根県告示第973号）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第1中「島根県認定こども園の認定基準に関する条例」を「島根県認定こども園の認定要件に関する条例」に改める。

第2中「（平成10年文部省告示第174号）」を「（平成20年文部科学省告示第26号）」に、「平成11年10月29日児発第

799号厚生省児童家庭局長通知「保育所保育指針について」に定める保育所保育指針（以下、単に「保育所保育指針」という。）を「保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）」に改め、第2の1中「すべて」を「全て」に、「第78条各号」を「第23条各号」に改め、第2の1の(3)中「かかわり」を「関わり」に改め、第2の3の(3)中「かかわる」を「関わる」に改め、第2の4の(3)中「かかわり」を「関わり」に改め、第2の5の(8)及び6の(3)中「すべて」を「全て」に改める。

第4の次に次のように加える。

#### 第5 管理運営等

認定こども園は、児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭、ひとり親家庭又は低所得家庭の子ども、障害のある子どもその他の特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、入園する子どもの選考を公正に行うとともに、県、市町村等との連携を図り、これらの子どもの受入れに適切に配慮しなければならない。

## 公 安 委 員 会 規 則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月27日

島根県公安委員会委員長 川 津 愛 子

#### 島根県公安委員会規則第6号

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則（平成14年島根県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表警察法の部の次に次のように加える。

警察に関する手数料 条例（平成12年島根 県条例第39号）	第6条第2項	手数料を免除することが適当である者の認定
-------------------------------------	--------	----------------------

#### 附 則

この規則は、平成24年 4月 1日から施行する。